

# 人麻呂の異伝推敲説概要・補説

曾 倉 岑

## 一

柿本人麻呂の歌詞の異伝に関して、私がこれまでに発表した論文は次の三編である。

A 論文 万葉集における歌詞の異伝〔国語と国文学〕昭和三十六年九月号）

B 論文 万葉集巻一・巻二における人麻呂歌の異伝―

詞句の比較を通して―〔国語と国文学〕昭和三十八年八月号、『増補国語国文学研究史大成2 万葉集下』

再録）

C 論文 人麻呂の異伝をめぐって―巻一・巻二の場合―

合―〔美夫君志〕第七号、昭和三十九年六月）

最も新しい論文でさえ発表後約二十三年が経過しているが、万葉集巻一・巻二における人麻呂作歌の歌詞の異

伝が推敲の過程を示すものであるという結論に変更を加える必要はまったくない。ただ説明不足や誤解を招きかねない部分はある。その後発表された論文等により追加または部分的修正を加えた方がよいと思われる点もある。本稿では、右に述べたことを考慮に入れつつ、旧稿の概要を記すことにしたい。

## 二

A 論文は万葉集における歌詞の異伝全般を対象としたものであるが、執筆意図としては人麻呂の異伝研究の前提あるいは基礎論であった。人麻呂を考えるためには、万葉集全体の状況を把握する必要がある、そのような言わば迅速な方法を探ることによってより客観性の高い結論が得られるはずだと考えたからである。

A 論文においては、異伝の概念規定及び分類を行なった上で、万葉集原本成立以前の異伝中、A「万葉集以前の文献に異伝歌の存在する場合」及びB「万葉集中に異伝歌の存在する場合」の内a「事実上存在する場合」の二類を除いたもの、すなわち異伝歌の存在が、b「註記によって知られる場合」と語句のみの異伝とを対象とすることにした。前の二類を除いたのは、異伝であるかどうか問題のあるものが少なくないこと、数においてその他の異伝よりかなり少なく論旨に影響を与えるほどでないことによる。以上に述べた対象を、種類別・巻別に整理した結果、すべての巻に異伝があるとは言え巻によってかなり数の相違のあることが明らかとなった。

次に万葉集全体の傾向をより明らかにするために特殊な例を除外する操作を加えた。特殊な例とはことに巻二・巻三あたりに多い人麻呂関係の異伝、巻五・巻八に集中的に現われる山上憶良の異伝、巻十七・巻二十に集中的に現われる大伴家持の異伝である。この操作を加えた上で全体の傾向を見ると、巻十・巻十四がかなり異伝を持ち、次いで巻一・巻三、巻七、巻九、巻十五が多く、他の巻は少ないと言える。巻十・巻十四及び巻七はいわゆる作者不明歌集であり、この点から、一応、異伝は作者不明歌に多いという傾向を知ることができた。

右の各巻以外の巻にも、例えば巻一の三四番の歌の作者が、題詞には川島皇子とありながら「或云山上臣憶良作」の注記を持ち、直ちに決定し難い場合がある。巻二巻頭の磐姫皇后の歌（八五・八九）は皇后自作でないとするのが定説であり、巻九の一六五番の歌などには「作者未詳」の左注が付されている。このような作者不明の歌及び作者について疑いのある歌を除くという第二の操作を加えると、巻一・巻三、巻十五がやや多いが、その他の巻は零か、あっても一または二という結果が得られた。この結果により、万葉集における歌詞の異伝は作者不明もしくは作者に疑いのある歌に多いという傾向を認めることができた。これがどのような原因に基づくかは容易に決定することができないが、旧稿では、右の異伝の多くが歌謡もしくはそれに近似した性格の故に生じたと推定した。

無論、その逆は正しいとは言えない。巻十六には伝承（伝論）歌が多く含まれている。歌謡そのものである「能登国歌三首」（三八七八・三八八〇）や「右歌一首穂積親王宴飲之日酒酣之時好誦<sub>レ</sub>斯歌<sub>ニ</sub>以為<sub>レ</sub>恒賞也」の左注を持つ歌（三八二六）などがある。それにもかかわらず、異伝は一箇所しかない。

伊夜彦おのれ神さび青雲の棚引く日すら小雨そほ降

る一に云はく、あなに神さび(三八八三)

この歌と同じ「越中国歌四首」に含まれる前後の歌が仏足石歌体であることから、この歌も同歌体であり、第六句を誤って異伝として記した可能性が大きく、その場合、卷十六に異伝はないことになる。すなわち、歌謡もしくはそれに近似した性格の歌であったならば常に異伝を多く持つということにはならないのである。これらの歌にかつて異伝があったと考えることはできようし、そう考えるべきであろう。しかし現にある異伝ということになると、そこには歌の蒐集・保存・記録・編纂の問題が深くかかわってき、必然的に文字使用の問題につながってくるはずである。この点についての配慮なしに、詠、口頭伝承と異伝とを安易に、単純に結びつける考え方は正しくないであろう。

一般的傾向と個性的、独創的作家の示すものが必ずしも一致しないことは言うまでもない。この点を確認するために、前述の第一の操作を加える際に除外した三人の歌人の内の一人、大伴家持の異伝を検討し、その結果、次の原則を認めることができた。

(1) 作者の一案・別案によって生じた異伝が存在する。

(2) それらは主として語句のみの異伝の形で示され

ている。

(3) それらは作者の手控え等を資料とした部分に存在することが多い。

(4) 従って、同一作者の異伝のみが記されることが多い。

次にこの原則に従って検討して、卷十五前半の遣新羅使人歌が作者不記歌の作者の手控えを資料としたこと、卷十五後半の「中臣朝臣宅守与狭野茅上娘子贈答歌」が宅守の控えた自分の歌と娘子から贈られた歌とを交互に排列して所持していたものが資料となったことを述べた。これはそれ自体に意味があると考えられるが、異伝研究の面から言うと、家持を資料にして得られた右の原則が個人作家一般に適用しうるものであることを示す点に意味があると言えよう。

### 三

以上の検討の結果を踏まえ、人麻呂作歌の歌詞の異伝について検討したのがB論文である。最初に、人麻呂の歌がきわめて多くの異伝を持つこと、また卷一―卷三、総じて作者名を明記する歌の異伝において、人麻呂のそれがかなり大きな比率を示すことを、数を挙げて確認した。次に、万葉集の歌詞の異伝の記載形式に次の二つの

原則のあることを指摘した。

(1) 一云形式は個人の作歌に多く、或本歌形式は作者不明の歌に多い。

(2) 同一作者において、一云形式と或本歌形式の双方を持つことはない。

しかし、人麻呂についてだけはこの原則を適用することができない。人麻呂の異伝は、記載形式においても、他の作家より複雑なものを持っているのである。数量や比率、記載形式の二点から、人麻呂の異伝が複雑な、特異なあり方をしていることが明らかとなったが、それには人麻呂個人の、もしくは人麻呂独自の理由があるはずであり、その理由がいかなるものであるかは、人麻呂の歌のあり方、広く人麻呂時代の歌のあり方を究明するために、当然検討されるべき問題である。しかし、そのためには人麻呂の歌詞の異伝の質、換言すれば異伝関係にある二つの詞句の關係がどのようなものであるかを、まず検討しなければならぬ、と考えた。以上はB論文の課題を示した部分である。

論文執筆時——現在でもほぼ同じであるが——人麻呂の歌詞の異伝の質がいかなるものであるかについて、伝承(伝誦)説と推敲説の二つの考え方が対立していた。伝承説は要するに異伝の存在から伝誦性を考えるか、歌が

誦詠されたことから異伝の発生を考えるかである。この説の問題点の第一は、異伝が推敲の過程を示すものかも知れないという可能性をまったく無視またはきわめて軽視していることである。推敲説に反対はしても、具体的な根拠によってこれを批判し否定する作業を怠っている。このため学説としての深味や厚味、信頼性がいっとうに増してこないのである。第二は、万葉集の異伝全体のあり方についてほとんど考慮されていないことである。作者不明もしくは作者に疑いのある歌に多いという傾向は認められる。この点だけをとらえれば伝承説が有利なように考えられよう。しかし、家持や宅守及び巻十五前半の作者不記歌の作者、そして多分憶良や田辺福麻呂のような個人作家の異伝は推敲の過程を示すものであり、この点を重視すれば推敲説の方が有利になる。記載形式の点から言えば、人麻呂は双方にかかわる面を持ち、いずれが有利とも言えない。このようなあり方を無視して、一方の可能性だけを主張するのは、少なくとも方法的に正しくないと見えよう。第三は、異伝関係にある二つの詞句を具体的に比較検討するといった方法を採用せず、状況証拠にのみよっていることである。第四は、その状況証拠すなわち伝承や誦詠をきわめて安易に異伝と結びつけていることである。

第四の問題点についてやや詳しく述べる。伝誦や誦詠によって異伝の生ずる可能性は当然認められる。しかし、それだけで多くの異伝が成立し記録されることにならないことは、巻十六を例に既に述べた。巻十六の歌の多くが、人麻呂作歌と同じかそれ以上に伝誦や誦詠の可能性の濃いことは言うまでもないであろう。個人作家を例に挙げると、人麻呂より一時代前の額田王は、それだけ伝誦や誦詠の可能性が濃いと考えてよいであろう。額田王の歌が人麻呂等後代の歌人に影響を与えていることはほとんど定説となっている。最も明瞭なのは、山部赤人への影響である。

熟田津に船乗りせむと月待てば潮もかなひぬ今は漕ぎ出でな(巻一・八 額田王)

もしもしきの大官人の飽田津に船乗りしけむ年の知らなく(巻四・三三 赤人)

それにもかかわらず、額田王の十二首の歌には歌詞の異伝が一箇所もないのである。人麻呂と同時代で同じ事情の下に作られた例として、日並皇子尊宮舍人等の歌(巻二・一七一一九三)を挙げることができる。この歌群全体について渡瀬昌忠氏の詳細な研究があるが、この中で氏は「舍人らの短歌群は伝誦によって人口に膾炙していたと思われるふしがある」として具体的な例を幾つか挙

げ、「これらは、家持の例など文字を通しての影響もあらうと思われるが、すべてがそうなのではなく、当時、舍人歌群がすぐれた挽歌・勸傷歌として人々に知られており、後人が自己の挽歌・悲傷歌を作る時に、しばしばそれを想起し口ずさんだ、といったものが多かったであろう。舍人らの短歌群は、万葉集の編纂時までには相当に広く伝誦されていたと見てよいだろう。少なくとも、(人麻呂の)長反歌の伝誦よりは、短歌群の伝誦の方が行なわれやすかったであろう。にもかかわらず、舍人歌群がただ一箇所の異伝注記すらもたず、長反歌のみがそれをもつということは、日並皇子挽歌における異伝の注記が、歌の伝誦やそれによる転訛の結果生じたものではなく、<sup>注4</sup>なかつたことを意味している」と述べられている。以上のような点を無視して、伝誦・誦詠を何の疑いも持たず、自明のことの如く異伝と結びつけるのは、きわめて安易な方法であると言わざるをえない。

当時においても推敲説の方が詳細なものであり、本文と異伝との比較検討に基礎を置いた具体的なものであった。しかし、これにも方法上の問題はあった。それは、主として本文に比べて異伝の詞句が決定的に劣るといふところに焦点が合わされていたからである。決定的にすぐれた、美しい、完全な詞句が与えられた以上、それを

全面的に改悪することはありえないという論理は、多くの場合に正しいにしても、不注意によって、無意識のうちには、本来の詞句があいまいとなり、次に口唱などする際に幾分形がゆがめられるといったことが重なり、すぐれた詞句が次第に平凡な、破綻のあるものに墮してゆく可能性までは否定することができない。すなわち、二つの詞句の一方が芸術的に完成されたすぐれたものであり、他方が不完全な劣ったものであるというたぐいの比較をするだけでは不十分なのである。

そこで、B論文では、主として人麻呂独自の用法か一般的な用法かという観点から、本文と異伝の詞句の比較検討を試みることにした。伝承説が正しければ、本文と異伝との関係は、人麻呂的なものと一般的、しかも人麻呂より後の時代に一般的であった用法との関係になるはずであり、その逆ではありえない。推敲説が正しければ、一般的伝統的用法を示す異伝が、独創的な本文に高められていると同時に、成稿に至る過程で捨てられた詞句の用法の内にも、人麻呂的なものがあることが予想され、この問題にとって有効な方法であると考えたからである。ところで、人麻呂的なもの、人麻呂独自なものと言っても無条件でこれを知ることではできない。いわゆる本文も異伝も、共に伝承の結果としての変形を受けてい

る可能性を排除することはできないし、人麻呂以前及び同時代の用例がかなり少ないからである。そこで、

(1) 人麻呂の場合、異伝を持たない部分の詞句は人麻呂本来のものである。

(2) 人麻呂以前の用例の内に見出されない用法は人麻呂に始まった可能性が大きい。

この二つの仮定を認めることを前提として検討を進めた。以上はB論文の方法論を述べた部分に相当する。

#### 四

人麻呂独自か一般的かという観点から、本文と異伝の関係を分類すると、当然次の四類に限られる。

A類 本文・異伝ともに人麻呂独自

B類 本文・異伝ともに一般的

C類 本文が人麻呂独自で異伝が一般的

D類 本文が一般的で異伝が人麻呂独自

このうち、B類は概して論文の目的に無関係と考えて検討の対象から除外した。

C類、すなわち本文が人麻呂独自で異伝が一般的である類の例として、次が挙げられる。

朝羽振風社依米 夕羽振浪社来縁(卷二・一三二)  
明来者浪已曾来依 夕去者風已曾来依(卷二・一三三)

八)

片恋孀(卷二・一九六)

〔片恋〕為年(同一云)

亦母相目八毛(卷一・三二)

将会跡母戸八(同一云)

ただし、これらの検討の結果は、伝承説、推敲説、いずれの説が正しいかを判定するのに無力であるということになった。

D類、すなわち本文が一般的で異伝が人麻呂独自である類の例として、次が挙げられる。

雖照(卷二・二二一)

雖渡(卷二・二二四)

石橋(卷二・二九六)

石浪(同一云)

打蟬(卷二・二二〇)

宇都曾臣(同一云、卷二・二二三)

この類に属する例の存在することは、伝承説にとつてきわめて不利である。人麻呂の詞句をゆがめながら伝承してゆくうちに、かえって人麻呂のものになってゆくという、皮肉な不合理な結果が現われるとしか言いようがないからである。一方、推敲説によるならば、この現象を合理的に説明することができる。例えば第二例につい

ては、「石浪」はかなり珍しい用語であり、当時の人々にとつても耳慣れぬ言葉であつたろう。しかも、この語を用いることによって特殊な効果が生じるとは考えられない。とすれば、より理解し易い用語に改める配慮がなされたと考えることができる。用語や詞句の用法の単なる新しさ、独自性が作家の最終目的ではない。単なる珍しい用法よりは全体としての確な美しい表現こそ追求されるべきと考えるならば、この類の存在は単に伝承説を否定する根拠となるのみでなく、推敲説を裏付ける積極的な根拠となしうと言えよう。

A類、すなわち本文・異伝ともに人麻呂独自である類の例として、次が挙げられる。

大雪乃乱而来礼(卷二・一九九)

叢成曾知余理久礼婆(同一云)

其故皇子之宮人(卷二・一六七)

刺竹之皇子宮人(同一云)

この類の存在は、伝承説にとつてかなり不利である。伝承によつてゆがめられながらもなおいくばくかの独自性が残されているといったことはありえようが、第一例のように他に類例のない詞句の場合にはこの考え方は無力となる。意味の近さ、音の類似のゆえに他の語に置き換えられてゆくという説明も、第一例・第二例ともに通用

しない。伝承する人々に親しい表現に近づいてゆくといふ考えも、この場合には正しくない。しかるに、推敲説によるならば、この類の現象も合理的に説明しうる。成稿においてのみでなく、未定稿においても作家の独自性は示されうるからである。この類も、D類同様伝承説を否定し推敲説を支持するものであると考えられる。

以上の検討の結果、伝承説でなくては説明しえない例はないこと、推敲説による以外に説明しえない例の存在することが明らかとなった。従つて、人麻呂の独自性という観点から判断するならば、人麻呂の異伝は推敲の過程を示すものと判断せざるをえない。

B類・C類は伝承説によつても説明しうるものであるし、一字二字程度の相違、語や句の入れ替わり、固有名詞の入れ替りなどは伝承説によつても説明しうるものである。しかし、これらは同時に推敲説によつても説明しうるものである。旧稿では、

冬乃林尔(卷一・一九九)

由布乃林尔(同二五)

の「由布乃林」が人麻呂独自の表現と認められることを論じた。その際『万葉集私注』の説を引用したが、私注以後の注釈書では、日本古典文学大系本『万葉集』が「白い木綿の林を想像して、雪のさまにたとえたもの

か」、日本古典全集本『万葉集』が「その白さを雪の降つた冬の林にたとえたか。或いはフユが口誦のうちにユフと転倒したか」、新潮日本古典集成本『万葉集』が「神祭りの白木綿を並べ立てたような林」と、いずれも単なる転倒説はとっていない。また、岩下武彦氏は

日知乃御世従(卷一・二一九)

(日知乃)自<sub>レ</sub>宮(同或云)

について詳しく検討し、「前者は天皇の神格化に伴う新しい語表記であるのに対し、後者は、恒久的な都城の完成した奈良時代以後は用いられにくい表現であること。従つて、『自<sub>レ</sub>宮』から『御世従』へと推敲されたものと考えられる」とされている。<sup>注。</sup>

伝承の過程に生じた異伝の存在する可能性を完全に否定することはできない。ただ、伝承説を積極的に支持し推敲説を否定するに足る例は一例も見出されず、逆に伝承説を否定し推敲説を積極的に支持する例が幾例かあるということは、人麻呂の重要な異伝の多くが推敲の過程を示すものであることを推測させる。以上がB論文の結論である。

## 五

推敲の過程を示す人麻呂の異伝がなぜ残りえたかにつ



いて、人麻呂の異伝の現われ方・推敲過程を持つ他の作家との比較などを手懸りとし、巻一・巻二の性質や編纂法、人麻呂歌の発表伝承の機会等との関係において考察したのがC論文である。ここでは人麻呂の作品を私的作品すなわち相聞と公的挽歌以外の挽歌と、公的作品すなわち雑歌と公的挽歌とに分け、それぞれについて考えた。

私的作品については、これらの作品は多数の人々を前にして語られもしくは歌われあるいは演じられた。そしてその歌が宮廷内外でもてはやされたとするならば、その発表も当然何回か行なわれたことであろう。その際、前とまったく同じ歌を用いることもあったであろうが、人麻呂自身があらたに手を加え書き直したものによることもあったのではなからうか。このようにして、二種以上の本文が成立し、流布し、万葉集の編纂の際にも取り入れられ、いわゆる推敲の過程を示す異伝として残されたのではないかと思う。こう考えるならば、決定的に劣る異伝の詞句の残されている理由も合理的に説明しうるのである。

公的作品については、発表の機会が基本的に一回に限られるので私的作品とは別のところは理由を求めねばならない。これらの歌が記録され、後代に伝わるに至るに

は二つの大きな道筋が考えられる。一つは行事の主催者側から出る場合であり、一つは作者から出る場合である。この双方が万葉集に採り入れられた時、本文と異伝として記されたのであろう。ただし、決定的に劣る詞句が残されていることから考えると、主催者側から出た公的に儀礼で用いられたものが異伝、儀礼の後人麻呂が手を加え保持していたものが本文であり、その逆ではないであろう。公的作品のうち、異伝の多いのは挽歌であり、雑歌は比較的少ない。時間的、心理的余裕のある雑歌に異伝が少なく、余裕のない挽歌に多いことも、公的発表以後の推敲と考えれば合理的に説明しうる。以上が、それぞれについての結論である。

渡瀬昌忠氏は、発表後の推敲の考え方を正しいとしつつも、「人麻呂の私的挽歌や相聞歌に二度三度の作品発表の場が想定されるならば、同じ作者の公的挽歌や雑歌においてもその発表の機会が一回に限られたものではなかったことが考慮に入れられねばならない」とし、異伝と本文との間に時間上の前後関係のある例を指摘して公的挽歌の二回発表説を述べられている。<sup>注7</sup>私も旧稿の考えは余りにも図式的であったと思う。基本的な考えは変わらないが、私的作品にも発表後の推敲を、公的作品にも発表の複数性を認めてよいのではないかと考えている。<sup>注8</sup>

繁簡まことによろしきを得ず、旧稿そのままの部分も多く、なお記すべきこともあるが、ここで筆をおく。

注1 旧稿に「(1)A・(1)B bの二類は省いてある」とあるのは、「(1)A・(1)B a……」の誤りである。

2 旧稿の表に若干の誤脱があるが、論旨には関係がない。

3 「伝承」と「伝誦」が同義語として用いられている場合もあるようであるが、「伝承」は口頭伝承(口承)と文字伝承(書承)の双方が含まれるのに対して、「伝誦」は口頭伝承だけである。現に万葉集にある異伝を問題にする限り、文字伝承はまったく無関係と断言することは、一般的にはできないはずなので、「伝承説」を用いる方がよいと考えている。

4 「島の宮(下)——人麻呂文学の基点——」(「文学」昭和四十六年十二月号、『柿本人麻呂研究島の宮の文学』所収)

5 個々の詞句を人麻呂独自あるいは一般的と判定した理由は旧稿に述べてある。

6 「近江荒都歌異伝考」(「国文学研究資料館紀要」第三号)

7 注4に同じ。なお伊藤博氏も、C論文発表以前の時点で人麻呂の殯宮挽歌が「一度ならず唱はれたと見るの

が、案外に真を得てゐるのかも知れない。これらに『一云』の異同があるのも一つにはそのためと見られなくもない」と言われている(「挽歌の誦詠——人麻呂殯宮挽歌の特異性——」、『国語国文』昭和三十二年二月号、『万葉集の歌人と作品』上)所収)。

8 旧稿においても、吉野行幸の時の歌(巻一・三六〜三九)を例に、公的作品にも発表の機会が複数であった可能性のあることは述べた。ただし、重点の置き方が現在の考え方とやや相違していることは否定しない。